

議案第13号

四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月15日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

いじめ問題再調査委員会に係る専門員の配置及び適正な報酬体系を整備する必要があるため、本案を提案した。

四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（専門員）

第14条 再調査委員会は、委員の職務の遂行を補助するため、必要に応じ、専門員若干人を置くことができる。

2 専門員は、前項に規定する職務を行う上で必要な知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門員は、当該諮問に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	四條畷市いじめ問題再調査委員会委員長	日額 8,500	を
		四條畷市いじめ問題再調査委員会副委員長	日額 8,000	
		四條畷市いじめ問題再調査委員会委員	日額 7,500	
「		四條畷市いじめ問題再調査委員会委員長	日額 11,000	に改め、備考を
	四條畷市いじめ問題再調査委員会副委員長	日額 11,000		
	四條畷市いじめ問題再調査委員会委員	日額 11,000		
	四條畷市いじめ問題再調査委員会専門員	日額 11,000		
	」			」

備考第1項とし、備考に次の1項を加える。

2 四條畷市いじめ問題再調査委員会委員長、四條畷市いじめ問題再調査委員会副委員長、四條畷市いじめ問題再調査委員会委員及び四條畷市いじめ問題再調査委員会専門員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額11,000円とする。